

熊本県介護給付費等負担金交付要項

(通則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第123条及び第124条の2第3項の規定に基づく県負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、法及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。）の規定によるほか、この交付要項の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この負担金は、市町村の介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。

- (1) 介護給付費負担事業（介護給付費負担金）
法の規定に基づき、市町村が行う介護給付及び予防給付に要する費用の支給事業
- (2) 低所得者保険料軽減事業（低所得者保険料軽減負担金）
法の規定に基づき、市町村が行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入れ事業

(交付額の算定方法)

第4条 この負担金の交付額は、算定政令の規定により算出するものとする。ただし、介護給付費負担事業のうち、国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に係る経費については、次により算出された額とする。

なお、交付額の算出に当たっては、法第21条第1項の規定による損害賠償金、第22条第1項の規定による徴収金及び加算金、同条第3項の規定による返還金及び加算金、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定による延滞金その他の収入額がある場合は、介護給付及び予防給付に要する費用の額から当該収入額を控除するものとする。

- ア 算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の17.5に相当する額。
- イ 算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の12.5に相当する額。

(交付の条件)

第5条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1-1（第3条の（1）の事業）及び別紙様式第2-1（第3条の（2）の事業）による調書

を作成し、これを負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（当初交付申請）

第6条 市町村長は、この負担金の交付の申請を行うときは、別紙様式1-2（第3条の（1）の事業）及び別紙様式第2-2（第3条の（2）の事業）の申請書に關係書類を添えて、第3条の（1）の事業については毎年度4月15日までに、第3条の（2）の事業については毎年度5月15日までに知事に提出するものとする。

（交付の決定）

第7条 知事は、負担金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、速やかに負担金の交付を決定し、第3条の（1）の事業については別紙様式第1-5により、第3条の（2）の事業については別紙様式第2-5により通知を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、負担金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて負担金の交付の決定をすることができる。

（事業の内容等の変更）

第8条 市町村長は、この負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、別紙様式第1-3（第3条の（1）の事業）及び別紙様式第2-3（第3条の（2）の事業）の申請書に關係書類を添えて、毎年度知事の定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により変更交付申請書の提出があつた場合において、当該変更交付申請書に係る書類等の審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、速やかに負担金の交付の変更を決定し、第3条の（1）の事業については別紙様式第1-6により、第3条の（2）の事業については別紙様式第2-6により通知を行うものとする。

（状況報告）

第9条 知事は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、市町村長に対し交付の対象の事業の遂行の状況について報告を求めることができるものとする。

（負担金の概算払）

第10条 知事は、負担金の概算払をする必要があると認められた場合には、概算払をすることができるものとする。

（実績報告）

第11条 市町村長は、当該年度の事業が完了した場合又は第5条の（2）により事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、別紙様式第1-4（第3条の（1）の事業）及び

別紙様式第2-4（第3条の（2）の事業）による事業完了報告書に関係書類を添えて翌年度6月10日までに知事に提出するものとする。

（負担金の額の確定）

第12条 知事は、第11条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る負担事業等の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定するものとする。

（負担金の額の確定の通知）

第13条 知事は、この負担金の額を確定したときは、市町村長に対し、別紙様式第1-7（第3条の（1）の事業）及び別紙様式第2-7（第3条の（2）の事業）により速やかに通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 知事は、第11条の実績報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを市町村長に対して命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う事業について準用する。

（決定の取消し）

第15条 知事は、市町村長が、負担金の他の用途への使用をし、その他事業に関して負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき負担金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定により負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を負担金の交付の申請をした市町村長に通知するものとする。

（負担金の返還）

第16条 知事は、負担金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命じるものとする。

（負担金の追加交付）

第17条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既に交付している額が確定した額に満たないときは、その不足する部分について追加交付するものとする。

(他の負担金等の一時停止等)

第18条 知事は、市町村長が負担金の返還を命ぜられ、当該負担金の全部又は一部を納付しない場合において、その市町村長に対して、同種の事務又は事業について交付すべき負担金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止、又は当該負担金と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第19条 知事は、負担金の交付の決定の取消し、事業の遂行若しくは一時停止の命令又は事業の是正のための措置の命令をするときは、当該市町村長に対してその理由を示さなければならない。

(立入検査等)

第20条 知事は、負担金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、市町村長に対して報告をさせ、又は職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第21条 市町村長は、特別の事情により第4条、第6条、第8条及び第11条に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところにより手続を行うものとする。

附 則

この要項は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の熊本県介護給付費負担金交付要項の規定により提出されている申請書その他の書類は、新要項の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和元年（2019年）5月10日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和3年（2021年）8月17日から施行する。